

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	117 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	110 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私の母は、国民年金制度発足時に自発的に任意加入するほど、国民年金に対する意識は高く、国民年金保険料の納付についても母自身が行っていた。

母は、国民年金の加入期間の国民年金保険料を、すべて納付していると記憶していたが、ねんきん特別便を見ると申立期間の保険料が未納であることが判明した。

申立期間は、A市B出張所で国民年金保険料を納付しているはずなので、記録をよく調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に任意加入した後、60歳に至るまでの期間、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人の保険料に対する納付意識は極めて高いことが認められる。

また、申立期間は、6か月と短期間である上、申立期間の前後は国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる上、申立期間当時の生活状況に大きな変化がなかったことを踏まえると、申立人が、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、夫との結婚が決まった昭和48年4月にA市からB市に転居した。時期は分からないが実母が私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。昭和49年10月頃にC市に転居してから義父及び義母と60年頃まで同居し、義父及び義母の国民年金保険料を義母から預かり、夫婦二人の保険料と合わせて、家族4人分の保険料を夫の給料が支給される毎月10日過ぎに自宅に来る集金人に私が支払っていた。

まとめて国民年金保険料を支払ったことは一度も無いが、家族4人分の保険料を集金人に支払ったことに間違いないので、未納とされている3か月間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月頃から昭和60年頃まで、家族4人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てしているところ、C市は申立期間の保険料の収納方法について、集金人による戸別集金であったとしており、申立内容と符合する上、同市の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ると、申立人の義父及び義母は申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間は3か月間と短期間であり、上述の被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳において、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間当時の生活状況に変化はないとしていることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

結婚後の昭和49年10月頃にA市に転居し、父母と同居を始めてから妻が家族4人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に支払ってくれていた。

時期は定かではないが、定期的に自宅に集金人が来ていたことは間違いのないと思う。自宅を留守にすることがない専業主婦の妻が、毎回欠かさず保険料を集金人に納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和49年10月頃から60年頃まで、家族4人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していたと申し立てしているところ、A市は申立期間の保険料の収納方法について、集金人による戸別集金を行っていたとしており、申立人の妻の陳述と符合する上、同市の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ると、申立人の父及び母は申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間は3か月間と短期間であり、上述の被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳において、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間当時の生活状況に変化はないとしていることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から49年12月まで
② 昭和51年1月から52年3月まで
③ 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和50年1月頃、市の女性集金人に勧められ、国民年金に加入した。加入を勧められた際、同集金人から、「今なら6年分を遡って納められます。」と言われたので、領収書の有無及び当時の国民年金保険料額こそ、よく覚えていないものの、手元にあった現金数万円を納付書に添えて、その場でまとめて納付した記憶がある。

加入後、申立期間②の終わりまで、最初に加入を勧めてきた同じ女性集金人に対し、毎月納付書を使って国民年金保険料を納付していた。

その後、昭和52年4月頃からは、金融機関で口座振替により国民年金保険料を納付していたが、59年頃、当時出入りしていた保険会社の女性に勧められて、保険料の納付をやめ、免除を申請することにした。その際、それまでの口座振替納付をやめる手続及び免除申請手続を、いずれもその外交員に任せていたので詳細は分からないが、申立期間③を含め、その時に免除を受けた期間は、10年以内なら追納できるということだったので、平成になってから、市役所から送ってきた納付書に従って3回程度に分けて追納したはずである。

以上の事情から、私の納付記録に未納期間があるとは思えず、3つの申立期間がいずれも未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 1 月頃に国民年金に加入し、その場でまとめて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 2 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる上、オンライン記録によると、手帳記号番号の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも同年 1 月中であることから、申立人は、この時期に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは一致しない上、この場合、上記加入手続時期において、申立期間①に係る保険料は、制度上、時効により納付することはできず、特例納付制度についても実施期間外である。

次に、申立期間③について、申立人は、免除承認を受けた後、前後期間と併せ 3 回程度に分けて追納を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立期間③について免除申請がなされた事跡は確認できない。その一方で、申立期間③の直前期間に当たる昭和 58 年度から 60 年度までの 3 か年度について、免除承認がなされた後、i) 58 年度分は平成 5 年 3 月 22 日に、ii) 昭和 59 年度分は平成 6 年 3 月 1 日に、iii) 昭和 60 年度分は平成 6 年 12 月 10 日に、それぞれ追納の申出がなされ、3 度にわたり追納された事跡が明確に確認できることから、申立人の追納をめぐる記憶は、上記 3 か年度に対するものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方で、申立期間②については、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿の検認記録から、その直前期間に当たる昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を、53 年 1 月 27 日付けで過年度納付していることが確認できる。この場合、申立期間②に係る保険料についても、その直前期間に係る保険料とともに過年度納付することは可能であり、申立人が、加入手続と近接する時期に遡及納付を行ったと主張していることに鑑みると、申立人は、前述の加入手続時又は上記過年度納付時に、当時、B 県下の市町村で運用されていた暦年ごとに保険料の時効を起算する方式に従い、その時点で遡及納付可能な全ての過年度期間（申立期間②を含む、昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで）に係る保険料について、遡及納付を行った可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の国民年金への加入手続については、母がA市役所の窓口で行った。その際、窓口の女性職員から「(今年から) 学生も強制加入になる。」と言われたことから、母は、加入手続をした時期について、平成3年4月頃だと思っております。

また、母によると、申立期間の国民年金保険料については、加入手続後に郵送されてきた納付書を使って、金融機関又は郵便局のいずれかでまとめて納付したということである。

ところが、今般、納付記録を確認したところ、免除申請などした覚えはないにもかかわらず、申立期間が免除期間とされており、不審に思っている。母は、納付書を受け取れば、必ず納付しているはずであるので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人は、12か月と比較的短期間である申立期間を除いて、国民年金の加入期間は全て国民年金保険料を納付している上、申立人に係る国民年金の加入手続及び加入当初の保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、昭和52年1月に任意加入被保険者として加入以降、母親が60歳に到達するまでの間について、未納期間は無く、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳の受付日記入欄には、「3.9.9」というゴム印が確認でき、申立人の母親が、加入手続時に「(今年から) 学生も強制加入になる。」という案内を受けたとしていることを踏まえると、申立人については、学生に対し国民年金の強制適用が開始された平成3年

4月以降、同年9月9日までの間に、国民年金の加入手続がなされたものと推認できる。この場合、申立期間に係る保険料を平成3年度中に現年度納付することは可能であるとともに、オンライン記録上、申立期間を免除期間とする処理が、平成4年2月末に社会保険事務所（当時）でなされていることに鑑みると、申立期間は、少なくとも前述の加入手続以降、当該処理時点までの間、A市と社会保険事務所の双方において、通常の強制加入期間として認識されていたと考えられる。

さらに、A市は、当時、単に加入手続を行った被保険者に対して現年度納付書を交付することはもちろん、免除申請者に対しても交付していたことから、申立人に対し、申立期間に係る国民年金保険料の現年度納付書が交付されていた可能性は高く、前述の納付意識の高さに鑑みると、申立人の母親が、現年度納付書の交付に応じて保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年4月から61年9月まで
② 昭和63年7月
③ 昭和63年10月

A県に住んでいる母がB県に来ていた時、私との会話の中で、私が母に「保険料を支払っている。」と言ったことがあり、そのことを母も覚えているので、多分、昭和57年4月から国民年金保険料を納付しているのではないかという感じがしている。申立期間①に納付記録が無いかよく調べてほしい。

また、国民年金保険料を納付するようになってからは、結婚するまで毎月遅滞なく保険料を納付してきたのに、私が申立期間②及び③の2か月間のみを未納にすることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和61年12月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この当時において、申立期間①のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間については、加入手続前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、保険料を遅滞なく納付してきたので遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料を遅滞なく納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、加入手続の時期及び状況について記憶が曖昧である上、年金手帳は、現在所持する1冊のみであると陳述している。

さらに、申立期間①は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料を納付するようになってからは、結婚するまで毎月遅滞なく保険料を納付してきたと申し立てているところ、申立期間①直後の昭和61年10月以降、現在まで未納とされている期間は申立期間②及び③のみであり、結婚後の第3号被保険者との切替手続及びその後の免除及び半額免除などの手続を適切に行っていることから、納付開始後における申立人の年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立期間②及び③はそれぞれ1か月間と短期間である上、前後の期間は国民年金保険料を全て現年度納付していることなどを踏まえると、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年11月まで

私は、昭和55年3月に大学を卒業し、同年4月から家業の事業所で勤務するようになったので、事業主である母が私の国民年金の加入手続を行い、それ以来、私の国民年金保険料については、母が自身の保険料と一緒に金融機関で納付してくれていた。

申立期間は、母が国民年金保険料を納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、昭和57年1月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が大学を卒業した翌月の55年4月1日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得日と一致している。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、56年4月以降の国民年金保険料は、現年度保険料であることから、通常、加入当時に区役所において当該期間を含めた現年度保険料の納付書が発行されると考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和56年12月以降、現在まで国民年金保険料を現年度により完納している上、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の母親は、37年7月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その時点で現年度納付が可能な同年4月以降、60歳期間満了直前ま

での国民年金被保険者期間において、保険料を全て納付しており、申立期間は保険料を現年度により納付済みであることなどを踏まえると、申立期間のうち、8か月間と短期間である同年4月以降の保険料について、申立人の母親と一緒に現年度納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和56年3月以前の国民年金保険料については、申立人の加入手続が行われたとみられる57年1月当時において、別途社会保険事務所(当時)の納付書で遡って納付することとなる過年度保険料であることから、申立人の母親が自身の保険料と一緒に現年度納付することができないものと考えられる上、母親からも、申立人に係る過去の未納保険料を遡って納付したことをうかがわせる陳述は得られなかった。

また、申立人の母親が、申立期間のうち、昭和56年3月以前の国民年金保険料を母親の保険料と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人の母親は、申立人の年金手帳は、現在所持する年金手帳以外には無いと陳述している。

さらに、申立人の母親が申立期間のうち、昭和56年3月以前の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。同社では約 100 万円の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 13 年 1 月及び同年 4 月の申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、16 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 12 年 12 月、13 年 2 月、同年 3 月及び同年 5 月から同年 9 月までの期間の申立人の標準報酬月額については、当該期間の給与明細書は無いが、申立人提出の同年分源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年9月は11万円、8年9月、9年8月及び同年9月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月1日から18年3月1日まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月18日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年7月1日
⑦ 平成17年12月15日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額が、実際に受け取っていた額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間①のうち、平成3年9月は11万円、8年9月、9年8月及び同年9月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの保険料を納付したとしていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成2年2月、同年8月、同年12月から3年8月までの期間、同年10月から8年8月までの期間、同年10月から9年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間、同年10月、同年11月、15年10月から17年6月までの期間及び同年8月から18年1月までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額である。したがって、特例法の趣旨から、当該期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成10年1月から同年12月までの期間、11年1月から同年12月までの期間及び15年1月から同年9月までの期間については、申立人提出の10年分給与所得の源泉徴収票、11年分所得税確定申告書及びB市発行の申立人に係る平成16年度市・県民税納税通知書の社会保険料控除額が、オンライン記録における平成10年1月から同年12月までの期間、11年1月から同年12月までの期間及び15年1月から同年9月までの期間の申立人に係る標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算定した社会保険料額より少ないことから、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額より高額な保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間①のうち、平成元年8月から2年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、9年2月、同年12月、12年1月から14年12月までの期間、17年7月及び18年2月については、給与明細書及び源泉徴収票（平成12年分給与所得の源泉徴収票については、申立人からの提出は有るものの、社会保険料等の金額欄が不鮮明で金額を確認することができない。）等の関連資料が無く、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、前述の平成 16 年度市・県民税納税通知書の社会保険料控除額が、オンライン記録における平成 15 年 1 月から同年 12 月までの申立人に係る標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算定した社会保険料額より少ないことから、申立人は、オンライン記録の標準賞与額に基づく保険料額より高額な保険料を控除されていたとは考え難い。

申立期間③から⑦までについては、申立人から提出のあった当該期間に係る賞与明細書を見ると、その保険料控除額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致するか又は同記録より低額である。したがって、前述の特例法の趣旨から、当該期間の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②から⑦までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和38年6月1日)及び資格取得日(昭和39年4月14日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から39年4月14日まで

私は、昭和34年3月2日にA社に入社し、平成12年6月30日付けで退職した。しかし、年金事務所の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

在職期間中に健康上の理由により休職した期間があったが、当該期間中の厚生年金保険料は現金書留でA社に送金していたので、厚生年金保険に継続して加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によると、申立人は、A社において昭和34年3月2日に厚生年金保険の資格を取得し、38年6月1日に資格を喪失後、39年4月14日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、B社発行の社員経歴書及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間も同社において継続して在籍していたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間当時は療養のため休職していたが、休職期間中の厚生年金保険料と健康保険料は現金書留でA社に送金していた。」と詳細かつ具体的に陳述しているところ、申立人は、申立期間中もC健康保険組合に

継続して加入していることが確認できる。

さらに、申立期間直後にA社において事務を担当していた者からは、「当時、A社に在籍していた従業員は、休職期間中であっても継続して社会保険に加入させていた。申立人も休職期間を含めて被保険者として取り扱われるべきであったと考えられる。休職期間中は、傷病手当金の支給手続を同社が代行し、受給していた休職者からは、厚生年金保険料と健康保険料を送金してもらっていた。申立人の被保険者記録に空白期間が生じているのは、事務担当者のミスではないか。」旨の陳述が得られた。

加えて、オンライン記録によると、一旦退職したと陳述している同僚一人を除いて、他の同僚は、いずれもA社における厚生年金保険の被保険者記録に空白期間が生じていないことが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しているが、B社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人は昭和39年4月14日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年6月から39年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年10月1日から2年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成2年10月1日から3年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年5月28日まで
年金事務所の記録では、平成元年10月1日から3年5月28日までの標準報酬月額が30万円になっているが、36万円以上の給与が支給されていたはずであるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成元年10月1日から2年10月1日までの標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、同年8月1日に、元年10月1日に遡って30万円に引き下げられ、申立人がA社において資格を喪失した日まで当該額のままとなっていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社において勤務していた21名の同僚についても、申立人と同様に、平成2年8月1日に、元年10月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われている。

さらに、A社を管轄していた社会保険事務所から提出された不納欠損整理簿によると、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、「私は、申立期間当時、社会保険事務については関与していない。」旨を陳述しているところ、複数の同僚からも、「申立人は、A社において社会保険関係手続には関与していなかった。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、平成2年8月1日に行われた、元年10月1日に遡及しての標準報酬月額減額訂正処理については、事実を即したものと認められず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、同年10月1日から2年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た記録から、36万円とすることが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成2年10月1日）で30万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成2年10月1日から3年5月28日までの期間における標準報酬月額の相違についても申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

当該期間における申立人の賃金月額、雇用保険の加入記録から判断すると、標準報酬月額47万円に相当する額が支給されていたことが推認される。

一方、オンライン記録における標準報酬月額が申立人と同額（30万円）に遡及訂正されている同僚から提出された「家計簿」を見ると、同人の各月の給与支給額は40万5,530円となっているが、平成2年10月から同年12月までの期間に係る保険料は、各月ともオンライン記録を上回る32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたか否かについては、これを確認できる資料は無いものの、上記同僚における厚生年金保険料の控除の状況等から判断すると、申立人の平成2年10月1日から3年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料については、少なくとも当該同僚と同額の標準報酬月額32万円に基づく保険料を控除されていたものと推認される。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、上記の同僚が提出した「家計簿」で確認できる保険料控除額から、平成2年10月から同年12月までを32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、当該期間のうち、平成3年1月1日から同年5月28日までの期間については、雇用保険受給資格者証の記録から算出される申立人の賃金月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っており、A社の複数の同僚からも、実際の給与支給額よりオンライン記録の標準報酬月額が低くなっている旨の陳述が得られた。

しかしながら、A社の事業主に事情照会をしたものの、回答は得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額及び標準報酬月額の届出状況について確認することができない。

また、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額が申立人と同額となっている上記の同僚が提出した「家計簿」を見ると、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、給与支給額に基づく保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、平成3年1月1日から同年5月28日までの期間について、申立人が主張する給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成3年1月1日から同年5月28日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年5月1日から19年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における18年5月から19年5月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成18年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同年12月15日の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成19年6月1日から21年3月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年6月及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額41万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年6月から20年8月までは41万円、同年9月から21年2月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日、同年12月20日及び20年8月11日において、標準賞与額20万円に相当する賞与を事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成21年3月1日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 5 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで
② 平成 21 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 8 月 1 日
⑤ 平成 19 年 12 月 20 日
⑥ 平成 20 年 8 月 11 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間①の標準報酬月額が、実際に支給された給与額及び控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。

また、私は、平成 21 年 5 月 31 日までA社で勤務し、その後は有給休暇を取得して同年 6 月 30 日に退職したのに、記録では同年 3 月 1 日に資格を喪失しており、申立期間②の加入記録が無い。

さらに、申立期間③、④、⑤及び⑥の賞与から保険料が控除されているにもかかわらず、当該期間の標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間の給与支給明細書及び賞与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 5 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間及び 18 年 12 月 15 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、19 年 6 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間、19 年 8 月 1 日、同年 12 月 20 日及び 20 年 8 月 11 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していな

い期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年5月1日から19年6月1日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

また、申立期間③については、賞与支給明細書により、申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与から、標準賞与額15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成19年6月1日から21年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると15万円と記録されている。しかし、給与支給明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年6月及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額41万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成19年6月から20年8月までは41万円、同年9月から21年2月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間④、⑤及び⑥については、賞与支給明細書により、平成19年8月1日、同年12月20日及び20年8月11日に、標準賞与額（20万円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該期間に係る標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成21年3月1日から同年6月1日までの期間については、裁判所の債権差押命令及び申立人から提出された報告書から判断して、申立人は、同年5月31日までA社で継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが認めら

れる。

したがって、申立人の資格喪失日は、平成21年6月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成21年6月1日から同年7月1日までの期間については、申立人は、同年6月中は有給休暇を取得し、同年6月30日に退職したことから、当該期間は厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、申立人は、平成21年6月中は有給休暇を取得し同年6月30日をもって退職する旨の退職届を内容証明郵便物としてA社の事業主に郵送したものの、相手が不在のため配達できないとして、郵便局から退職届が戻ってきたとしている。

また、申立人は、当該期間の給与支給明細書等、当該期間にA社から給与を支給されたことを確認できる関連資料を所持していないことから、当該期間において、申立人が同社と雇用関係にあったことを確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②のうち、平成21年6月1日から同年7月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）E支店における資格取得日に係る記録を同年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和37年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、それまで勤務していたD社のF部門がA社として独立した時期であり、申立期間②は、同社が合併したC社の本社から同社E支店に転勤した時期に当たるが、どちらの期間についても継続して勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人提

出の給与明細書により、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同じ昭和28年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人及び同僚の陳述並びに同社が適用事業所となった際の被保険者数が26人であることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もC社で継続して勤務し(昭和37年4月30日にC社本社から同社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社E支店における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年3月31日）及び資格取得日（昭和45年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和44年3月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から45年6月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から45年7月1日まで

私は、昭和43年3月に中学校を卒業すると同時に実父が経営するA社に入社し、同年4月から47年3月まで昼間は同社で勤務し、夜間は定時制高校に通学していた。

しかし、申立期間については、その前後の期間と同様の勤務形態であったにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。納得ができないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和43年8月24日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年3月31日に資格を喪失後、45年7月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推定できる。

また、オンライン記録から、申立人と業務内容及び勤務形態が同じで、一緒に定時制高校に通学していた同僚には、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立期間当時にA社で社会保険事務を担当していた同僚は、「申立

人は、申立期間も厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において被保険者であった者は申立人を含めて98人確認できるが、一度資格を喪失した後に再度資格を取得している者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年2月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人と同年代の同僚の記録から、同年3月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から45年6月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、同社等からこれを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月から45年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月21日から同年6月1日まで
② 平成3年11月18日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

いずれも退社月の記録が抜けており、給与支払明細書を提出するので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与支払明細書(写し)から判断して、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書(写し)における厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人提出の給与支払明細書(写し)から判断すると、申立人は、B社を退職した平成3年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、平成3年11月17日にB社を離職し、同年11月18日にC社において再加入していることから、申立人は、申立期間にB社に勤務していなかったことが確認できる。

また、申立人と一緒に転職したとしている上司に係る雇用保険の加入記録を見ると、申立人と同日の平成3年11月17日にB社を離職し、同年11月18日にC社において再加入していることが確認できる。

さらに、B社は、平成4年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主に照会を行ったが回答を得ることができないため、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、厚生年金保険法第19条には、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の被保険者資格の喪失日は、オンライン記録どおりの平成3年11月18日であり、申立人の主張する同年11月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間(B社)において厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

一方、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、前述の上司のほか、申立人と同日にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、平成3年11月12日に雇用保険に加入していることから、同社では、必ずしも厚生年金保険と雇用保険を同時に加入していなかったことが推認できる。

また、C社は、平成6年1月31日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主に照会を行ったが回答を得ることができず、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の上司及び上述の元従業員に照会したが、回答を得ることができず、保険料控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主(C社)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び事業所が提出した賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 6 日から 45 年 10 月 10 日まで

平成 19 年 8 月頃、社会保険事務所（当時）で特別支給の老齢厚生年金の裁定請求を行った際、A社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和47年11月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和45年11月*日に婚姻し、46年7月21日に氏名も変更しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず、旧姓のままであり、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月21日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月21日から40年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B事業所が組織変更した際の申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

B事業所には昭和36年10月1日から54年9月29日まで勤務していた。申立期間もA社から給与を支払われており、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の役員及び同僚の陳述から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、同僚のうち3人は、「申立人は、昭和39年12月末頃まで勤務し、当該期間の業務内容に変化はなかった。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が昭和39年11月29日に適用事業所ではなくなったとする届及び申立人が同年11月21日に被保険者資格を喪失したとする届を、管轄社会保険事務所（当時）が同年12月3日に受付処理していることが確認できる。申立人及び上記の役員は、「給与は毎月25日が支給日であり、当月控除による保険料控除がされていた。」と陳述しており、後日、同年11月の保険料を申立人に返還した事実も確認できないことなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同

年11月21日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は昭和39年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同僚の陳述から、当該期間において5人以上が勤務していたことが認められることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和39年11月29日に適用事業所ではなくなったとする届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、昭和39年12月1日から40年1月1日までの期間については、B事業所が個人事業所への移行時期であり、A社は適用事業所ではなくなっている上、移行した個人事業所も適用事業所となる前の期間に当たるが、申立人は、「昭和39年12月はA社において一人で残務処理をしていたが、給与については、同社及び個人事業所の双方から支給を受けていた。自身は経理担当だったが、保険料控除については覚えていない。」と陳述している。

また、後継事業所とされるC社は既に適用事業所ではなくなっている上、A社当時の役員に事情照会したものの、当該期間に係る申立人の保険料控除についての具体的な陳述は得られなかった。

さらに、A社及びB事業所（昭和40年7月にC社に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、双方の事業所に被保険者記録の有る14人を抽出調査したところ、回答の得られた3人は、「申立人は、昭和39年12月末頃までA社で残務整理のため勤務していた。」としているものの、当該期間に係る保険料控除についての具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の当該期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成7年12月
は22万円、8年1月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金
保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する
義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年8月1日まで

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、平成
7年12月1日から8年8月1日までの期間に係る標準報酬月額が、給与支
給明細書において確認できる給与額と比較して低額となっているので、申
立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特
例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記
録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら
れる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月
額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を
認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細
書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平
成7年12月は22万円、8年1月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業
主は不明としているものの、事業主提出の申立人に係る「被保険者カード」
の「標準報酬月額の変更欄」に記載されている平成7年12月及び8年1月の
標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることから、

社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月について、申立人提出の給与支給明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成8年5月について、申立人提出の給与支給明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、保険料控除額を確認できる関連資料は無い上、前後の期間の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から当該期間の報酬月額を推認しても、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成9年1月から11年11月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月1日から6年3月1日まで
② 平成6年3月1日から12年1月21日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間（申立期間①）及びB社に勤務していた期間（申立期間②）の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の「市民税 県民税 特別徴収額変更等通知書」により推認できる報酬月額及び保険料控除額並びに給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間②のうち、平成9年1月から11年11月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、平成12年1月31日に適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会し

たものの、回答が得られないため確認できないが、申立人提出の「市民税 県民税 特別徴収額変更等通知書」及び給与明細書において推認又は確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、平成6年3月から8年12月までの期間について、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

また、申立期間②のうち、平成11年12月について、C組織が保管する未払賃金の立替払事業に係る申立人の請求書及び確認通知書から、申立人は、当該期間の未払賃金の立替払いを受けていることが確認でき、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②のうち、平成6年3月から8年12月までの期間及び11年12月について、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和63年1月1日から平成2年1月1日までの期間及び3年1月1日から4年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記事については、昭和63年1月から同年12月までは15万円、平成元年1月から同年12月までは18万円、3年1月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成6年4月1日から11年12月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記事については、6年4月から11年3月までは47万円、同年4月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月20日から平成6年3月1日まで
② 平成6年3月1日から12年1月21日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間（申立期間①）及びB社に勤務していた期間（申立期間②）の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報

酬月額のうち低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和 63 年 1 月から平成元年 12 月までの期間及び 3 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の「市民税 県民税 特別徴収額変更等通知書」により推認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和 63 年 1 月から同年 12 月までは 15 万円、平成元年 1 月から同年 12 月までは 18 万円、3 年 1 月から同年 12 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、平成 6 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したものの、回答が得られないため確認できないが、申立人提出の「市民税 県民税 特別徴収額変更等通知書」から推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、同通知書から推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成 6 年 4 月から 11 年 11 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額（給与明細書が無い期間について、申立人提出の預金通帳の給与振込額及び前後の期間に係る給与明細書の報酬月額並びに保険料控除額から推認できる報酬月額及び保険料控除額を含む。）から、6 年 4 月から 11 年 3 月までは 47 万円、同年 4 月から同年 11 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、平成 12 年 1 月 31 日に適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したものの、回答が得られないため確認できないが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 62 年 3 月から同年 12 月までの期間、平成 2 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 4 年 1 月から 5 年 5 月までの期間について、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

また、申立期間①のうち、平成5年6月から6年2月までの期間及び申立期間②のうち、同年3月について、申立人提出の預金通帳において確認できる給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、給与総額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立期間②のうち、平成11年12月について、C組織が保管する未払賃金の立替払事業に係る申立人の請求書及び確認通知書から、申立人は、当該期間に係る未払賃金の立替払いを受けていることが確認でき、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立期間①のうち、昭和62年3月から同年12月までの期間、平成2年1月から同年12月までの期間及び4年1月から6年2月までの期間並びに申立期間②のうち、同年3月及び11年12月については、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月17日から同年2月1日まで
② 昭和44年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和38年1月17日から平成10年2月7日までA社に継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、A社での勤務期間の一部が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社提出の申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和44年10月31日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社提出の申立人に係る人事の記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の被保険者資格の取得日と同日の昭和38年2月1日に資格を取得している同僚7人のうち2人は、申立人が、自身と同日に同社に入社した同僚として名前を挙げた者であることが確認できる。

また、上記同僚7人のうち1人は、「私は、昭和38年1月中旬からA社に勤務した。」旨陳述しているところ、当該同僚が提出した昭和38年1月から同年3月分までの給与明細書から、申立期間である同年1月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料は残存しないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成13年10月から19年6月までは26万円、同年7月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月8日及び同年12月22日は36万円、16年7月9日は31万5,000円、同年12月24日及び17年7月4日は35万円、同年12月27日は20万円、18年6月19日及び同年12月22日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月16日から19年11月16日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月4日
⑦ 平成17年12月27日
⑧ 平成18年6月19日
⑨ 平成18年12月22日

A社に勤務していた期間の標準報酬月額及び標準賞与額に係る年金事務所の記録が誤っているので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年10月から19年6月までは26万円、同年7月から同年10月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年5月から同年9月までの期間について、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額については、A社提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月8日及び同年12月22日は36万円、16年7月9日は31万5,000円、同年12月24日及び17年7月4日は35万円、同年12月27日は20万円、18年6月19日及び同年12月22日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年10月から8年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは20万円、9年1月から11年12月までは22万円、12年1月から同年12月までは26万円、13年1月から15年2月までは24万円、同年3月は22万円、同年4月から同年12月までは26万円、16年1月から同年5月までは22万円、同年6月から17年3月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から17年4月1日まで

年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額（給与支払明細書が無い期間について、推認できる報酬月額及び保険料控除額を含む。）から、平成7年10月から8年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは20万円、9年1月から11年12月までは22万円、12年1月から同年12月までは26万円、

13年1月から15年2月までは24万円、同年3月は22万円、同年4月から同年12月までは26万円、16年1月から同年5月までは22万円、同年6月から17年3月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの申立人の標準報酬月額に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」を届け出たことを認めていることから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年9月30日から同年11月30日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月30日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成8年9月は20万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月30日から9年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成9年1月末まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間のうち、平成8年9月30日から9年1月20日頃まで、A社で勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録において、申立人のA社における資格喪失日については、当初、平成8年11月30日と記録されていたが、9年2月12日付けで、8年9月30日に遡及して訂正されているほか、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日についても、9年2月12日付けで、8年9月30日に遡及して処理が行われている。

さらに、A社の元従業員11人（事業主を含む）の資格喪失日に係る記録についても、申立人と同日の平成9年2月12日付けで、8年9月30日に遡及して訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間当時の経理担当者及び同僚の一人は、「申立期間当時、A社では、給与の遅配があった。」と陳述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本において、申立期間当時、申立人が同社の

役員であった記載は無いほか、複数の元従業員も、「申立人はA社の役員ではなく、社会保険事務にも関与していなかった。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成9年2月12日付けで行われた資格喪失日に係る記録の遡及訂正処理は事実上即したものと考へ難く、申立人の資格喪失日について、8年9月30日に遡及して訂正する合理的な理由はないことから、申立人の資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の資格喪失日に係る記録については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た資格喪失日に係る記録から、同年11月30日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該遡及訂正前の記録から、平成8年9月は20万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年11月30日から9年2月1日までの期間については、同僚の一人が、「申立人は、平成9年1月20日頃にA社を退職した。」と陳述しており、申立人が同年1月20日頃以降も同社で勤務していたことを確認できない。

また、同僚の一人が、「平成9年1月に、それまでの数か月分の給与が支払われなかったため、従業員5人ないし6人で労働基準監督署に相談したが、結局、未払となっていた給与は支払われなかった。」と陳述していることから、当該期間の給与は支払われなかったことがうかがえる。

さらに、B市提出の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び同市保険年金課の陳述から、申立人が申立期間内の平成8年12月20日に、同市で国民年金の加入手続を行っていることが確認できる上、申立人は、申立期間のうち、遡及訂正前の資格喪失日（平成8年11月30日）以降の期間に係る国民年金保険料を9年2月28日に現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、平成元年10月から2年9月までの期間は28万円、同年10月から3年9月までの期間は32万円、同年10月から4年1月までの期間は34万円、同年2月から5年9月までの期間は41万円、同年10月から6年10月までの期間は38万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から6年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、自身が所持する給与支払明細書に記載されている保険料控除額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かったので、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年10月から2年9月までの期間は28万円、同年10月から3年9月までの期間は32万円、同年10月から4年1月までの期間は34万円、同年2月から5年9月までの期間は41万円、同年10月から6年10月までの期間は38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年11月25日付けで、元年10月1日に遡及して8万円に減額する旨の訂正処理が行われている。

また、元事業主を含む元役員3人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成6年11月25日付けで、遡及して減額処理されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人から提出された申立期間の一部の給与支払明細書(申立期間のうちの8か月分)を見ると、いずれの月も減額処理前の標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

加えて、同僚の一人は、「A社が平成6年11月に倒産する前に、給与の遅配があった。」と陳述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本において、申立期間当時、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員は、「申立人は、B業務従事者であった。社会保険事務は事業主が行っていた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において平成6年11月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由はないことから、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、元年10月から2年9月までの期間は28万円、同年10月から3年9月までの期間は32万円、同年10月から4年1月までの期間は34万円、同年2月から5年9月までの期間は41万円、同年10月から6年10月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の賞与支給明細書を提出するので、当該期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書及びA社の社会保険事務を行っていたB社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間に32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、賞与支払届の記載に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、《申立期間》(別添①一覧表参照)に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添①一覧表参照)は《標準賞与額》(別添①一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添①一覧表参照

A社における《申立期間》(別添①一覧表参照)支給の賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっている。

A社保管の全社員賞与集計表では、賞与額に見合った保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の全社員賞与集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(《申立期間》(別添①一覧表参照)は《標準賞与額》(別添①一覧表参照))に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添①一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10652	男		昭和50年生		30万円 43万2,000円 25万5,000円
10653	男		昭和50年生		23万5,000円 37万5,000円 24万円
10654	男		昭和50年生		24万円 35万5,000円 24万円
10655	男		昭和42年生		15万円 21万円 15万円
10656	男		昭和51年生		22万5,000円 31万1,000円 23万円
10657	男		昭和22年生		15万円 30万円 20万円
10658	男		昭和26年生		15万円 30万円 20万円
10659	男		昭和23年生		15万円 30万円 20万円
10660	男		昭和51年生		15万円 32万1,000円 23万円
10661	男		昭和55年生		15万円
10662	男		昭和61年生		9万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別添②一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表の保険料控除額から、《標準賞与額》(別添②一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10663	男		昭和47年生		10万円
10664	男		昭和34年生		10万円
10665	男		昭和51年生		15万円
10666	女		昭和47年生		10万円
10667	女		昭和41年生		11万円
10668	男		昭和40年生		10万円
10669	男		昭和36年生		10万円
10670	男		昭和35年生		10万円
10671	男		昭和43年生		10万円
10672	男		昭和42年生		10万円
10673	女		昭和47年生		11万円
10674	男		昭和49年生		10万円
10675	男		昭和41年生		10万円
10676	男		昭和39年生		10万円
10677	男		昭和38年生		10万円
10678	男		昭和37年生		15万円
10679	男		昭和46年生		3万円
10680	男		昭和47年生		35万円
10681	男		昭和46年生		15万円
10682	男		昭和42年生		15万円
10683	女		昭和43年生		11万円
10684	男		昭和48年生		30万円
10685	男		昭和32年生		30万円
10686	男		昭和43年生		15万円
10687	女		昭和47年生		10万円
10688	男		昭和45年生		10万円
10689	男		昭和52年生		10万円
10690	男		昭和34年生		15万円
10691	女		昭和39年生		11万円
10692	男		昭和44年生		25万円
10693	男		昭和44年生		10万円
10694	男		昭和40年生		35万円
10695	男		昭和39年生		15万円
10696	男		昭和39年生		10万円
10697	女		昭和39年生		11万円
10698	女		昭和30年生		15万円
10699	男		昭和50年生		35万円
10700	男		昭和25年生		30万円
10701	男		昭和53年生		35万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10702	女		昭和43年生		11万円
10703	男		昭和44年生		38万円
10704	男		昭和36年生		30万円
10705	男		昭和43年生		30万円
10706	男		昭和46年生		10万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《標準賞与額》（別添③一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添③一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月10日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとの回答を受けた。申立期間当時、勤務先のA社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の支給賞与集計表において確認できる保険料控除額から、《標準賞与額》（別添③一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添③

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10707	女		昭和36年生		18万7,000円
10708	男		昭和53年生		23万4,000円
10709	男		昭和38年生		38万9,000円
10710	男		昭和54年生		22万6,000円
10711	男		昭和53年生		29万円
10712	女		昭和44年生		18万4,000円
10713	女		昭和33年生		12万2,000円
10714	男		昭和53年生		27万3,000円
10715	男		昭和31年生		33万6,000円
10716	女		昭和56年生		17万9,000円
10717	男		昭和38年生		13万1,000円
10718	男		昭和32年生		38万5,000円
10719	男		昭和50年生		19万8,000円
10720	女		昭和57年生		17万2,000円
10721	女		昭和58年生		17万円
10722	女		昭和55年生		23万3,000円
10723	女		昭和56年生		17万8,000円
10724	男		昭和49年生		20万円
10725	女		昭和55年生		8万9,000円
10726	女		昭和28年生		23万5,000円
10727	女		昭和23年生		14万8,000円
10728	女		昭和54年生		23万3,000円
10729	男		昭和50年生		21万円
10730	男		昭和57年生		21万円
10731	男		昭和39年生		24万5,000円
10732	女		昭和36年生		14万7,000円
10733	女		昭和54年生		18万1,000円
10734	女		昭和47年生		27万1,000円
10735	男		昭和41年生		14万7,000円
10736	男		昭和32年生		17万3,000円
10737	女		昭和27年生		13万2,000円
10738	男		昭和30年生		30万3,000円
10739	男		昭和32年生		30万3,000円
10740	女		昭和46年生		31万7,000円
10741	女		昭和29年生		23万2,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年3月まで

私が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、夫の納付記録はあるが、私の記録は未納とされていることを最近知った。なぜ未納であることを教えてくれなかったのか不思議であり、明らかにA市の落ち度だと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳が昭和46年8月24日にB市で発行されていることから、申立人の加入手続は同年8月頃に行われたことが推定され、一方、申立人の夫の国民年金手帳が43年3月18日にA市で発行されていることから、夫の加入手続は同年3月頃に行われたことが推定される。したがって、申立人とその夫の国民年金の加入時期は相違しており、申立人が加入手続を行ったと推定される46年8月時点において、申立期間は加入手続前の期間であり、既に国民年金に加入している申立人の夫と一緒に国民年金保険料を現年度納付することはできないものと考えられる（なお、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で昭和46年8月頃にB市で払い出されているが、その後、申立人の夫に係る手帳記号番号は取消処理されていることが同市に係る国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。）。

また、申立人が所持する「納付書・領収証書」及びB市の被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間直後の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を47年3月に過年度納付していることが確認できるが、その時点において、申立期間のうち、44年12月以前の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人は36歳であることから、当該過年

度納付は、申立人が年金受給資格期間（25 年間）を確保するために行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人自ら行ったと陳述しているが、加入手続を行った動機、加入手続時期及び保険料納付方法等についての具体的な記憶を聴き取れなかったため、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が、国民年金保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したほか、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間及び52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和52年1月から53年3月まで

私の亡き夫の年金記録によれば、昭和40年4月から41年3月までの期間及び52年1月から53年3月までの期間は国民年金保険料納付済みの期間となっており、同年4月から60年3月までは申請免除の期間となっている。国民年金については、夫が常に夫婦一緒の取扱いを行っていたので、夫が保険料を納付している申立期間については、私の保険料も納付されているはずであり、その証拠に、53年4月から厚生年金保険に加入するまでの期間は、夫の申請免除記録と同じ記録になっている。よく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和53年9月に払い出されていることが確認でき、この頃に同時に加入手続が行われたものと推認され、この時点において、申立人は45歳、その夫は47歳となるため、年金の受給権確保のためには特例納付及び過年度納付による保険料の遡及納付が必要となる。この点について、申立人及びその夫のA市の国民年金被保険者台帳によると、夫婦共に附則4条による第3回目の特例納付書及び過年度納付書が発行された旨記載されていることが確認でき、その納付書の作成対象期間は夫婦共に受給権確保が可能となるよう、共に34歳の時点である申立人については42年4月から、申立人の夫については40年4月からいずれも53年3月までの期間であることが確認できる。この場合、当該納付書により、申立人の夫は申立期間①の国民年金保険料を納付すること

は可能であるが、申立人には納付書が作成されておらず、申立期間①の保険料が納付されたとするのは困難である。

また、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫については、申立期間①の国民年金保険料を昭和54年12月1日に特例納付し、申立期間②の保険料を同年11月10日に過年度納付していることが確認できるが、申立人については、いずれの台帳においても申立期間①及び②に係る納付記録は確認できず、オンライン記録の内容と一致している。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から16年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年1月から16年7月まで

私の20歳以降結婚前の時期に係る国民年金保険料は、支払える時だけ随時自分で支払っていた状況だったため、当初は未納期間もあっただろうと思う。しかし、その後、平成17年の初めに結婚が決まって以降は、私の父親が保険料を納付していたということである。

そして、父親が納付を開始する以前の未納期間については、平成17年4月に若年者納付猶予制度が始まり、納付期限が過ぎた国民年金保険料についても納付できるようになったことをきっかけとして、私の母親が、同年の半ばから18年にかけての時期に、A社会保険事務所(当時)の窓口で一度にまとめて納付したと聞いている。母親は、具体的にいつの何か月分を遡って納付したかは定かでないものの、まとめて支払った金額が20万円から25万円程度までであったことと、窓口の女性職員から「これで未納期間は無い。」と言われたことを記憶しており、私自身も、当時母親から「将来のために(私の国民年金保険料を)支払っておいた。」という報告を受けた覚えがある。

これにより、私の納付記録に未納期間は無いはずなのに、申立期間が未納とされているのはおかしい。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を遡及納付したとする申立人の母親によると、申立期間を含む全ての未納期間に係る保険料を、社会保険事務所(当時)で一括納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人については、平成17年8月24日に、申立期間の直後に当たる16年8月から17年7月までの期間に係る保険料が、過年度納付と現年度納付を組み合わせるこ

とで遡及納付されていることが確認できる。このことと、申立人の母親が、申立人について遡及納付したのは一度だけであったとしていることを踏まえると、上記遡及納付時以外に、申立期間に係る遡及納付がなされたとは考え難いが、当該時点において、申立期間のうち、15年1月から同年6月までの期間に係る保険料は、制度上、時効により納付することはできなかった。

また、申立人の母親は、申立期間を含む未納期間全てに係る国民年金保険料を一括納付した際の金額について、合計20万円から25万円程度までだったとしているが、申立期間のうち、前述の遡及納付時に過年度納付可能であった期間（平成15年7月から16年7月まで）と、オンライン記録上、遡及納付が確認できる、申立期間の直後の期間（平成16年8月から17年7月まで）について、一括で遡及納付を行った場合、保険料額の合計は31万9,200円にも及び、申立内容とは乖離^{かいり}する。

さらに、申立人の母親は、平成17年4月に若年者納付猶予制度が開始されたことにより、納付期限が過ぎた過去の未納保険料を納付可能になったと主張しているが、申立期間は全て同制度開始よりも前の期間に当たり、制度上、申立期間に係る国民年金保険料について、納付猶予の申請を行うことはできず、納付猶予の承認を受けて納付可能期間が延長されることもない上、特例納付制度は、昭和55年6月末に、国民年金法附則4条に基づく第三回特例納付の実施が終了して以降、実施されていない。

加えて、申立人及びその母親共に、一括納付した時期等についての記憶は曖昧である上、申立人又はその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から11年12月までの期間及び13年7月から14年5月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできず、12年1月から13年6月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月から11年12月まで
② 平成12年1月から13年6月まで
③ 平成13年7月から14年5月まで

私は、平成14年5月に結婚してA市に転出するまで、両親の都合でB市C区に住民登録したまま、同市D区に居住していた。

平成8年11月末日にE社を退職する際、年金手帳(住所がC区の基礎年金番号)を受け取ったが、退職後に再就職先がすぐに見つかるかどうか分からないので、それ以降、C区で国民年金に加入し、結婚するまで、私が国民年金保険料を送付されてくる納付書で継続して納付してきた。

しかし、E社を退職した翌月の平成8年12月に、F社へ再就職が決まり、別の新しい年金手帳(住所がD区の基礎年金番号)が交付され、11年12月に退職するまで厚生年金保険に加入していたので、申立期間①は、国民年金保険料を重複して納付している。

また、結婚後しばらくして未納通知が届いたので、私は納付するつもりはなかったが、夫と話し合った結果、平成15年8月に、その時点で納付ができる13年7月から14年5月までの国民年金保険料を、取りあえず夫が遡って納付してくれた。したがって、申立期間③についても重複して保険料を納付したことになる。

申立期間②については、未納のままにされているので、納付済期間として記録を訂正してほしい。

なお、結婚するに当たり、私がC区役所へ行ったところ、「(番号が)二つあるのはまずいから、一つを消します。しかし、コンピューターの都合上、

二人の人間を一人にすることはできないので、一部未納が発生します。ややこしいことになってはいけないので、お手持ちの納付書控え等をこちらでシュレッターさせていただきます。」と担当者から説明を受け、資料を全て渡ししてしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の二つの基礎年金番号のうち、まず、申立人が平成8年11月末日にE社を退職する際に受け取ったとする年金手帳の基礎年金番号についてみると、当該基礎年金番号は、申立人がF社を退職した約1年半後の13年8月1日になって、申立人の住民登録があるC区を管轄するG社会保険事務所(当時)において払い出されており、8年3月16日まで遡って国民年金の第1号被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。この場合、当該基礎年金番号が払い出された時点において、申立期間①のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間①のうち、時効完成前の納付が可能な期間、及び申立期間②のうち、13年3月以前の期間については、別途社会保険事務所(当時)の納付書により遡って納付することとなる過年度保険料であるが、申立人は、同区で国民年金に加入して以降は、送付されてくる納付書で保険料を継続して納付してきたとして現年度納付を主張している。

また、申立人は、当該基礎年金番号によりC区役所が発行した平成13年度(申立期間②のうち、平成13年4月以降の期間、及び申立期間③のうち、14年3月以前の期間)に係る現年度保険料の納付書を所持しているが、裏面の領収証書欄全てに国民年金保険料を納付したことを示す領収印が無く、基礎年金番号欄の上部に「番号が違うので使用不可」の手書き文字が確認できることなどから、当該納付書により保険料を納付したものと認めることはできない上、当該基礎年金番号は、申立人が結婚するに当たり、同区役所へ行ったとする時期の平成14年4月18日に取消処理されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間③のうち、同年4月以降の国民年金保険料についても納付することができないものと考えられる。

次に、申立人が平成8年12月にF社に再就職した際に新しく交付されたとする年金手帳の基礎年金番号についてみると、基礎年金番号制度が導入された9年1月に、申立人が既にE社から加入していた厚生年金保険被保険者記号番号が当該基礎年金番号として設定されていることがオンライン記録により確認できることから、当該年金手帳は、申立人がE社を退職する際に受け取り、F社に引き継がれたものとみるのが自然であるほか、申立期間①は、同社における厚生年金保険被保険者期間であることから、当該基礎年金番号によっては、国民年金保険料を納付することができないものと考えられる。

また、当該基礎年金番号では、申立人がF社を退職後の平成13年8月23

日に、申立人が実際に居住していたとするD区を管轄するH社会保険事務所(当時)において、申立人に係る第1号被保険者の取得勸奨状を作成したことがオンライン記録により確認できるとともに、同区に申立人の住民登録が無いことなどを踏まえると、これ以前の期間である申立期間②の国民年金保険料を含めて、D区役所から申立人に現年度納付書が送付されることは考え難い上、結婚した約1年後の15年8月6日に、その時点で時効完成前の13年7月から申立人が第3号被保険者の資格を取得する直前の14年5月までの申立期間③に相当する期間の保険料をA市で過年度納付していることから、当該納付日において、申立期間②は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、別の基礎年金番号の払出しの可能性について、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して上記二つの基礎年金番号以外に別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が結婚前にC区において国民年金保険料を納付してきたとする申立期間①、②及び③は合計5年間以上に及ぶ上、当時においては、既に領収済通知書の光学式読取機による入力等、収納事務の機械化が図られていることから、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料について結婚前に納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を結婚前に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から39年3月まで

私は、昭和37年2月に会社を退職し、その年の春頃、当時区役所に勤務していた友人に勧められて、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、加入当初に国民年金保険料を遡って納付した記憶がある。

加入後は、区役所から来る女性の集金人に月100円から150円までの国民年金保険料を納付し、それ以来一度も納付を欠かしたことがない。

私は、昭和41年夏頃にB区から同市C区へ転居しており、B区で納付した申立期間における国民年金保険料の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の適用特別対策により、B区において職権で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する昭和41年6月1日発行の国民年金手帳を見ると、昭和41年度及び42年度の国民年金保険料について、翌年の昭和42年1月11日に同区役所の窓口でまとめて納付したことを示す検認印が確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立人の記憶と大きく異なっているほか、同年手帳には、申立人が43年10月30日にC区役所で住所変更手続を行ったことが記載され、転居前の同年5月8日に、同年4月から44年4月までの期間に対し、B区役所の窓口で保険料を前納したことを示す検認印が確認できることから、転居時期及び加入当時の納付方法においても申立内容と符合しない。

また、申立人のオンライン記録等により納付が確認できる申立期間直後の昭和39年4月から41年3月までの期間については、申立人の加入手続が行われ

たとみられる 42 年 1 月以降において、納付が可能な時効完成前の過年度期間であったものと推認されることから、申立人が加入当初に国民年金保険料を遡って納付したとする記憶は、当該期間に係る過年度納付の記憶であったものとみるのが自然であり、この場合、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、昭和 37 年 2 月に会社を退職し、その年の春頃、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、現在所持する 3 冊の年金手帳以外に年金手帳は無かったと思うと陳述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 30 日から 34 年 3 月 15 日まで
年金の裁定請求時から、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できなかったところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。
脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年5月26日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後計103人のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員16人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め13人見られ、そのうち8人が資格喪失後約4か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後では別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月5日から40年5月1日まで
年金の裁定請求時に、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けたが、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年8月6日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計6ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した18人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め17人見られ、そのうち14人が6か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人は、「A社は結婚のために辞めた。夫は自営業であり、退職後はその手伝いをしていたので、会社に勤めることはなかった。」と陳述していることから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に

不自然さほうがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から同年8月29日まで
② 昭和30年7月19日から33年3月23日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社に勤務した期間の一部について、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年6月25日に支給決定されていることが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同年5月22日に戸籍上の氏名に訂正されていることが確認できることから、脱退手当金請求に伴い処理されたものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計5ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した30人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め17人見られ、そのうち10人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後では別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっ

いると考えるのが自然である。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月半後の昭和48年9月13日に支給決定されていることが確認できる。申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、同請求書は、同年9月5日付けで同支店を管轄するC社会保険事務所（当時）で受け付けられ、脱退手当金は同支店の普通預金口座に振り込まれていることが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計7ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した16人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め14人見られ、そのうち13人が資格喪失後4か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業所による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人を含む上記脱退手当金受給者全員の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 25 日から 50 年 2 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受け、納得できなかったところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。
脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、脱退手当金としてオンライン記録と同額の6万6,508円が支給決定されており、当該脱退手当金は申立人の当時の住所地に近い郵便局で隔地払(通知払)されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月26日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B支店における加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、年金事務所の記録によると、A社B支店の次に勤務したC社を退職後に脱退手当金が支給されているのに、同社の支給記録が無いことは矛盾している。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社B支店での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年5か月後の昭和22年1月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が有り、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金が支給決定された当時、脱退手当金の一般的な支給要件は、被保険者期間が3年以上20年未満の者で、業務上の事由により死亡した場合、又は資格喪失後に被保険者となることなく1年経過した場合と規定されており、申立人の場合は、この支給要件に該当しないところであるが、別に、被保険者期間6月以上3年未満の者で、戦争終結による事業所廃止の場合には

脱退手当金を支給するという特別規定が設けられていたことから、申立人の厚生年金保険の加入記録のうち、戦後に事業所閉鎖となったA社B支店に係る加入期間のみが当該特別規定に該当して脱退手当金が支給され、これに該当しなかったC社に係る加入期間は支給対象とされなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10748 (事案 5908 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年から平成 6 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間については、i) 勤務時期は覚えていないが、A市B区にあったC社で勤務していた、ii) 勤務時期は覚えていないが、A市D区にあったE社で正社員として勤務していた、iii) 勤務時期は覚えていないが、A市F区にあったG社で勤務していた、iv) 勤務時期は覚えていないが、A市H区にあったI社に勤務していた、v) 勤務時期は覚えていないが、A市J区にあったK社に勤務していた、vi) 勤務時期は覚えていないが、L市にあったM社で勤務していた、vii) 勤務時期は覚えていないが、N市にあったO社で勤務していた、viii) 勤務時期は覚えていないが、P市とQ市の境界辺りにあったR社で正社員として勤務していた、ix) 勤務時期は覚えていないが、S市にあったT社に正社員として勤務していた、x) 事業所名及び勤務時期は覚えていないが、N市にあったU社で全ての申立ての最初に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険料の控除がうかがえない等として記録訂正は認められなかった。

前回の決定後、申立期間当時に在職していたことを示す新たな事情を思い出したので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、C社に係る期間については、i) 昭和 35 年 9 月、49 年 2 月及び 60 年 11 月のA市B区の住宅地図によると、申立人が同社の所在地とし

て申し立てている地域において、同社の所在は確認できない、ii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、同社の従業員は10人程度であったという以外、勤務時期、事業主名及び同僚名について覚えていない旨陳述しており、同社における申立人の勤務について確認できない、iii) 社会保険事務所(当時)の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、他に該当すると思われる事業所も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知(以下「3月26日付け通知」という。)が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「C社には昭和41年ないし42年頃から4年ないし5年間勤務し、当時の所在地はA市B区V町であった上、近所に住んでいた者の氏名を思い出した。」と陳述しているところ、昭和43年12月の住宅地図によると、申立人が陳述する同社の所在地の付近に名字が一致する者の表示が確認できる。

しかし、昭和39年5月1日の職業別電話帳によると、申立人が陳述するA市B区内にC社が確認できるが、37年4月及び43年12月の住宅地図では確認できない上、申立人が陳述する所在地と相違することから、当該事業所が申立人が勤務したとする事業所か否かは確認できない。

また、社会保険事務所の記録において、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

申立期間のうち、E社に係る期間については、申立人が陳述する場所に同社が所在していたこと、及び申立人が記憶する同僚の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、時期は特定できないが勤務は推測できるものの、i) 同社の取締役は、「正社員は社会保険に加入しているが、20年以上前であればパート・アルバイト、及び試用期間中に退職した社員については、社会保険の加入手続はしていなかったかもしれない。」旨陳述している、ii) 前述の被保険者名簿において、昭和37年から47年までの間に被保険者資格を取得して30年以上被保険者資格を有している元従業員に照会し回答の得られた7人全員が申立人のことを覚えていない、iii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「一緒に勤務していた別の同僚の名前を思い出した。また、同人は私自身が入社した時に既に勤務しており、退職する際も勤務していた。」と陳述しているところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚と同じ名字の被保険者記録(昭和39年12月11日に資格を取得、43年3月1日に資格を喪失)が確認できるが、連絡先不明のため、同人が申立人の記憶する同僚か否かを確認することができない。

申立期間のうち、G社に係る期間については、申立人が陳述する場所にZ社

が所在していたことが確認できることから、時期は特定できないが勤務は推測できるものの、i) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において連絡先が判明し回答が得られた複数の同僚は申立人のことを覚えていない、iii) 同社は、「会社の労働者名簿（昭和 60 年頃以降）において、申立人の名前は見当たらない。」旨回答している等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「Z社で勤務していた当時、同社で事件が有り、同僚が亡くなったことから怖くなり同社を退職した。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は昭和35年2月*日に被保険者資格を死亡喪失していることが確認できる上、新聞記事によると、G社で事件が発生していることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

しかしZ社に係る上記被保険者名簿において、前述の殺人事件が発生した日に勤務が確認できる元同僚7人に照会し4人から回答を得たが申立人を覚えている者は無く、申立人の同社における勤務期間を特定することはできない。

また、Z社に係る上記被保険者名簿には、事件に関与したとされている従業員3人のうち1人の同社に係る被保険者記録が見当たらないことから、同社では、事件発生当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間のうち、I社に係る期間については、現地調査の結果から、申立人がI社で、時期は特定できないが勤務していたことは推測できるものの、i) 社会保険事務所の記録によると、A市H区においてI社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない、ii) 昭和30年代にI社の当時の事業主の家族の一員が独立して同じ屋号の事業所を設置しており、オンライン記録によると、当該事業所は、40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となることが確認できるものの、当該事業所の所在地と申立人が陳述する所在地が相違することに加え、申立人が当該事業所勤務時の番頭及び同僚として名前を挙げている者の氏名が当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、前回の当委員会の審議結果が納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出は無い。

申立期間のうち、K社については、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日の昭和42年2月1日から44年12月16日までの間に被保険者資格を取得し、平成7年以降に資格を喪失していることが確認できる複数の同僚が申立人のことを覚えていない、ii) 同社は、「昭和63年以前の労働者名簿等は残っていない。また、K社は43年6月1日に厚生年金基金に加入していることから、申立人

の基金加入記録を確認したが見当たらなかった。」旨回答している、iii) 同社における申立人に係る雇用保険記録は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「K社の上司の名前を思い出した。」と陳述しているところ、K社に係る上記被保険者名簿において、当該上司と同じ名字の被保険者記録(昭和42年8月1日に資格を取得、44年5月1日に資格を喪失)が確認できるが、当該上司は、「申立人について記憶にない。」と陳述しており、同人が申立人の記憶する上司か否かを確認することはできない。

申立期間のうち、M社に係る期間については、申立人が陳述する場所に同社が所在していたことが確認できることから、時期は特定できないが勤務は推測できるものの、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日の昭和37年3月1日から同社がN市に移転する49年12月20日までの間に同社での勤務が確認でき、連絡のとれた同僚4人全員及び同社の元社長は申立人のことを覚えていない、ii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、前回の当委員会の審議結果が納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出は無い。

申立期間のうち、O社に係る期間については、申立人が陳述する場所に同社が所在していたことが確認できることから、時期は特定できないが勤務は推測できるものの、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日の昭和38年8月1日に被保険者資格を取得し、適用事業所ではなくなった41年4月29日に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の同僚が申立人のことを覚えていない、ii) 同社において被保険者資格の有る複数の同僚が、同社では試用期間があった旨陳述している、iii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「O社での上司の名前を思い出した。その上司の年齢は自分より5歳から10歳程度年上だった。」と陳述しているが、O社に係る上記被保険者名簿において、当該上司の被保険者記録は見当たらない。

申立期間のうち、R社に係る期間については、i) 昭和40年8月、49年1月、及び62年8月の住宅地図によると、申立人が同社の所在地と申し立てている地域において、同社の所在は確認できない、ii) オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、他に該当すると思われる事業所も見当たらない、iii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は新たな事情として、R社について、初回申立時には、「国道沿いのP市とQ市の境目にあったR社に勤務していた。年金事務所で確認できたP市にあったW社とは所在地が違う。」と陳述していたところ、再申立てに当たっては、「R社はP市にあった。」と陳述を変更していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の始期の前後約6年間に資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和52年4月29日までに資格を喪失した元従業員40人に照会し24人から回答を得たが、うち23人は申立人のことを覚えておらず、残り1人は申立人はいたかもしれないとするものの、同名簿を見ると、当該元従業員の同社における被保険者期間において、申立人と同姓の者が被保険者資格を有していることが確認できる。

また、申立人は、「R社の従業員数は、20人程度だった。」と陳述しているところ、R社の元従業員（被保険者期間は昭和32年2月26日から51年7月16日まで）は、「自分がR社に勤務している時、常時800人程度は在籍していた。」と陳述しており、前述の被保険者名簿を見ると、W社の被保険者数は同人が陳述する従業員数とほぼ符合することが確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

申立期間のうち、T社に係る期間については、申立人が陳述する場所にT社の屋号を使用するX社が所在していたことが確認できることから、時期は特定できないが勤務は推測できるものの、i) オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の平成9年8月1日であること、ii) 同社は、「昭和55年6月以降の給与支払台帳が残っているが、申立人に係る支払記録は確認できない。」旨回答している、iii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の前回の審議結果が納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出は無い。

申立期間のうち、N市にあったU社に係る期間については、申立人は、「N市にあったU社に勤務していた。」旨申し立てしているところ、同社の事業所名及び住所等を記憶しておらず、また、雇用保険の加入記録も確認できないことから、勤務実態の確認ができない等として、既に当委員会の決定に基づき、3月26日付け通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「N市にあったU社の社名がY社であることが判明した。また、同社には中学校を卒業と同時に勤務した。」と陳述しているところ、商業登記の記録によると、申立人が陳述する場所にY社が所在していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、Y社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、他に該当すると思われる事業所も見当たらない。

また、申立人は、Y社には中学校を卒業と同時に勤務したと申し立てており、生年月日から申立人が中学校を卒業したのは昭和31年3月と考えられるところ、商業登記の記録によれば、同社は同年11月27日に解散しており、「申立てをしている全ての事業所には、それぞれ少なくとも2年ないし3年間は勤務した。」とする申立て当初の陳述とは符合しない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 28 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間は、同社B支店から同社C支店に異動した時期であるが、異動前後の仕事内容に変更は無く、給与も減額されたことはない。
申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B支店から同社C支店に異動した時期であり、異動前後で仕事内容に変更は無く、給与も減額されたことはないので、異動後に標準報酬月額が低くなるはずがないと申し立てている。

しかし、A社は申立期間当時の資料は無いとしており、同社B支店の経理担当であった元同僚は、「昭和 48 年頃までは給与計算及び社会保険の手続は支店単位で行っていた。保険料控除額と納付額に相違があれば分かるので、その点はきっちりしていたと思う。」旨陳述している。

また、A社C支店の元同僚は、「申立人は異動してきた当初からD業務であったが、同係には基本給とは別に渉外手当として 6,500 円が支給されていた。」旨陳述しているところ、オンライン記録における申立人の申立期間当時の標準報酬月額は 2 万 6,000 円であり、同支店保管の申立人に係る人事記録を見ると、基本給 2 万 4,700 円 (昭和 38 年 6 月 16 日から 39 年 3 月 31 日まで) が確認でき、これに通勤手当 (約 1,763 円) を加算すると 2 万 6,463 円となり、これに基づく標準報酬月額はオンライン記録と同額の 2 万 6,000 円となる。一方、オンライン記録における申立人の同社B支店での被保険者資格の喪失時の標準

報酬月額が3万3,000円であるところ、前述の人事記録における当時の基本給（2万4,700円）に通勤手当（約1,153円）及び渉外手当（6,500円）を加算すると3万2,353円となり、これに基づく標準報酬月額はオンライン記録と同額の3万3,000円となる。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日付けで被保険者資格を取得している元従業員のうち、申立人と同様に同社他支店からD業務従事者として職種に変更の無いまま異動してきている者が一人確認できるところ、同人のオンライン記録を見ると、標準報酬月額は異動前と比べて8,000円減額されていることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録に、遡及による減額訂正等、不自然な点は見られない。

これらを総合的に判断すると、A社C支店では、申立期間当時、資格取得時の標準報酬月額の決定に当たり、渉外手当を加算していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年頃から平成元年頃まで

私は、昭和 50 年頃に、A社の社員として勤務した。給与約 30 万円のうち、5 万円から 10 万円までを預け金(D代金及び社会保険料等)として同社に渡していた。

しかしながら、年金事務所の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社の社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人提出の「領収証」を見ると、発行者は、「A社」となっているものの、その宛名は、当時、申立人が代表取締役であった「B社」となっている上、^{ただし}但書き欄には「D代」又は「E代」と記載されているのみで、「当該金額の中に自身の厚生年金保険料が含まれていたと思う。」とする申立人の陳述内容とは符合しない。

また、申立人提出の「念書」は債権債務に関する内容であり、A社から申立人に対して給与が支給され、保険料を控除されていたことをうかがわせる旨の記載は無い。

一方、C市の回答書によると、申立人は、国民健康保険の被保険者資格を昭和49年5月1日に取得し、平成20年4月2日に喪失していることが確認でき、申立期間の全期間を通じて国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月22日に払い出されており、59年2月13

日までの全期間は、国民年金の強制加入被保険者期間となっていることが確認できる上、申立期間と重なる54年4月から58年3月までの期間は、申請免除期間となっていることも確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の代表取締役は所在不明であるほか、申立人が氏名を挙げた代表取締役も既に死亡しているため、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事情照会を行うことはできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記領収証において、「扱者印」欄の担当者名と名字が一致する者を含む複数の同僚を抽出し事情照会したものの、回答が得られた者は、いずれも「申立人のことを記憶していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による各種検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、中学校卒業後すぐの昭和 41 年 4 月 1 日から勤務し、同年 4 月又は同年 5 月に腹痛で医院に行った際、健康保険被保険者証を使った記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社で給与計算及び社会保険に関する事務を担当していたとする者は、「申立期間当時は、採用してもすぐに辞める者がいたので、2か月ないし3か月ぐらいは試用期間を設けていた。この期間は厚生年金保険に加入させておらず、また、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と陳述しており、元従業員3人も、入社後2か月ないし3か月の試用期間中は、給与から保険料を控除されていなかったと陳述している。

さらに、申立人と同じ昭和 41 年 6 月 1 日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は、雇用保険の資格を申立人より前の同年 2 月 14 日に取得しており、厚生年金保険の資格取得時期とは約 3 か月半の開きがある。

加えて、申立期間当時のA社の代表取締役、取締役及び申立人が上司であったとする者等はいずれも既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間に係る保険料控除を確認することができない。

なお、申立人が、申立期間に健康保険被保険者証を使用して治療を受けた

としている医院についてB県医師会に照会したところ、申立期間当時、当該医院が申立人の記憶していた所在地に有ったことは確認できたが、現在は廃業しているため、申立人の陳述内容を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 26 日から 37 年 3 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 36 年 9 月から同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 9 月から A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社は、申立期間当時の関係資料が無いため申立人の勤務状況は不明であるとしている上、A 社の申立期間当時の事業主も、「昭和 40 年 4 月に社屋が消失したこともあり、申立期間当時の厚生年金保険等に係る資料は保管していない。また、私も、申立期間当時に総務事務をしていた妻も、申立人のことを覚えていない。」としていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録の有る元従業員で連絡先の確認できた 13 人に照会して 10 人から回答を得、そのうち 5 人が申立人を記憶していたが、申立人の入社時期までは覚えていないとしている。

さらに、申立人は、近所に住んでいた A 社の社員の紹介により昭和 36 年 9 月に同社に入社したと陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、当該社員とみられる者は、申立期間より後の 37 年 10 月 25 日に資格を取得していることが確認でき、申立人の陳述とは符合しない。加えて、同人の連絡先は

不明のため、同人から申立人の入社時期を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 15 日から 28 年 4 月 1 日まで
② 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 5 日まで
④ 昭和 32 年 5 月 4 日から 33 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで
⑧ 昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社及びH社に勤務した期間（それぞれ申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧）については、厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の関連資料は保管していない。」と回答し、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した複数の同僚に文書照会を行ったものの、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社は、平成17年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した複数の同僚に文書照会を行ったものの、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、上記同僚照会で回答のあった同僚の一人は、「私は、昭和28年4月頃からB社で勤務を始めたが、厚生年金保険には29年1月から加入した。」と陳述していることから、申立期間当時、B社は、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間④について、申立人は、D社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、D社は、昭和39年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した複数の同僚に文書照会を行ったものの、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、上記同僚照会で回答のあった同僚の一人は、「私は、D社に入社してから一年間は社会保険に加入していなかった。また、他の従業員も少なくとも半年ぐらい勤務してからでないと厚生年金保険には加入できなかったと思う。」と陳述していることから、申立期間当時、D社は、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、D社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間⑤について、申立人は、E社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年3月1日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない。

また、E社は、平成18年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができな

い。

さらに、申立人は、E社の同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間⑥について、申立人は、F社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社を運営していたI社は、「申立期間当時の申立人の在籍及び社会保険の加入を確認できる資料は保管していない。」と回答し、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、F社において申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した複数の同僚に文書照会を行ったものの、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、上記同僚照会で回答のあった申立期間当時のF社の支配人は、「従業員のうち半分程度はパートであり、パートの従業員は社会保険には加入していなかったと思う。」と陳述していることから、申立期間当時、同社は雇用形態によっては従業員を社会保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、F社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間③、⑦及び⑧について、申立人は、C社、G社及びH社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、C社、G社及びH社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、これら事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、C社、G社及びH社の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間③、⑦及び⑧における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 10 月 21 日まで

私は、昭和 41 年 6 月 13 日から 48 年 2 月 18 日まで、親族が経営する A 社に住み込みで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

A 社の当時の事務担当者は、私が同社に継続して勤務していたことを陳述してくれており、申立期間については、勤務していたことに間違いないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社は、「申立人は、事業主の自宅を兼ねた社屋に住み込み、B 業務のほか、会社の業務に従事していたが、申立期間頃に一時期、事業主夫婦と一緒に社屋から離れた場所に転居していた。この転居期間については、申立人の業務は、会社の業務よりも B 業務が中心であるとの認識から、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨回答している。

また、A 社は、申立期間中の昭和 44 年 9 月 1 日に C 健康保険組合に加入しているところ、同健康保険組合の加入記録から、申立人が被保険者資格を取得した日は、同社における厚生年金保険被保険者資格の再取得日と同日の 45 年 10 月 21 日であることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 44 年 3 月 31 日に離職した後、45 年 10 月 21 日に A 社において雇用保険に再加入していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月 8 日から同年 4 月 25 日まで
② 昭和 61 年 11 月 4 日から 62 年 3 月 6 日まで
③ 平成 2 年 9 月 21 日から同年 11 月 10 日まで
④ 平成 2 年 11 月 12 日から同年 11 月 25 日まで

A 市内にある B 社の支店で常勤の臨時職員として勤務していた申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の加入記録が無い。

当該期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、B 社が社会保険事務所（当時）への加入手続を誤ったと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社の提出の在職証明書から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において同社に在籍し、申立期間①及び②については産休臨時職員として、申立期間③及び④については臨時職員として、それぞれA市所在の支店に勤務していたことが認められる（申立期間①はC支店、申立期間②はD支店、申立期間③及び④はE支店）。

しかし、申立期間①及び②について、B社は、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険事務に係る資料等は廃棄済みであるが、産休臨時職員については、当時は勤務期間にかかわらず、厚生年金保険に加入させていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったものと考えられる。」旨回答している。

また、申立期間③及び④について、B社は、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険事務に係る資料等は廃棄済みであるが、臨時職員については、当時から現在も、勤務期間が当初から2か月未満の場合は、厚生年金保険に加入させて

いない。申立人についても、勤務期間がいずれも2か月未満となっていることから、厚生年金保険に加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったものと考えられる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10756 (事案 8419 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、高校生ではあったが、A社で社会保険にも加入し、一社会人として確立した生計を営んでいたにもかかわらず、年金記録確認第三者委員会への前回の申立てに対し、給与から保険料を控除されていたことを確認できる資料が無いことを理由として、年金記録の訂正のあつせんを行わないと判断したことに納得できない。

私自身の戸籍謄本を提出するとともに、新たに思い出した当時の同僚の名前を挙げるので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B支店の申立期間当時の責任者の陳述等から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められるが、i) 申立人から同僚として名前の挙げられた4人のうち3人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらないことから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること、ii) 同社は、平成6年4月1日に適用事業所ではなくなっており、社会保険事務を担当していたとされる申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができないこと、iii) 上記被保険者原票には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同原票の記録に不自然な点も見られないことから、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、22年11月26日付

けで年金記録の訂正のあつせんは必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された申立人自身の戸籍謄本の記録により、申立期間のうち、昭和45年6月9日から48年3月22日までの期間については、申立人がA社に住み込みで勤務していたことが推定できるものの、当委員会では、前回申立てにおいて、既に申立人が同社に勤務していたことは認めており、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

また、申立人から申立期間当時の同僚として、新たに氏名が挙げられた5人については、上記被保険者原票に、いずれも記録が見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 23 日から同年 4 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に勤務し、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社の総務課に勤務していた従業員二人は、いずれも、「申立人が入社予定の昭和 34 年 4 月より前の同年 3 月に入社したのを覚えている。」と陳述していることから判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、i) 申立人が昭和 34 年 4 月に入社したとしている同僚二人は、いずれも同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していること、ii) 同社の取締役のうち、28 年 4 月に入社したと陳述している取締役は、同年 5 月 2 日に被保険者資格を取得していること、iii) 同社の取締役のうち、同年 6 月 3 日に雇用保険に加入している別の取締役は、同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、また、29 年 2 月 8 日に雇用保険に加入している別の取締役は、同年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、全ての従業員を必ずしも採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社の申立期間当時の事業主及び経理課長並びに申立人が記憶している総務部長は、いずれも既に死亡している上、現在の総務担当者は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、保険料控除は不明である。」と回答している

ことから、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立期間当時、A社の役員であった6人に照会したところ、回答のあった4人は、いずれも保険料控除については不明であると回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除について具体的な陳述を得ることができなかった。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿において申立人と同時期に入社している元従業員のうち、所在が判明した6人に照会したところ、回答のあった2人からは、申立人の申立期間における保険料控除についての具体的な陳述を得ることができず、他の4人からは回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険として受給している年金額が少ないことを以前から不信に思い、年金事務所にも相談していたところ、平成 22 年 9 月に脱退手当金の受給を確認するはがきの送付を受けた。

A 社における申立期間に係る脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録がある 23 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している 7 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 5 人確認でき、そのうち 4 人が資格喪失後 5 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A 社に係る上記被保険者名簿において、上記脱退手当金の受給記録がある申立人を含む全員の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 41 年 12 月 22 日に支給決定されており、事務処理上の不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 10759 (事案 4562 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 1 日までが厚生年金保険の未加入期間となっており納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、39 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までについては被保険者期間として認められたが、申立期間については被保険者期間として認められない旨の回答があった。

しかし、昭和 40 年 1 月 * 日は、B 事業所が株式会社に変更となった時期であるが、39 年 12 月 * 日まで私は A 社で勤務し、保険料も毎月控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立期間当時の経理担当者の陳述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できること、ii) 申立期間のうち、昭和 39 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間は、申立人に係る資格喪失届が提出される前の期間であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられることなどから、申立人は、同年 11 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる等として、昭和 39 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の年金記録を訂正する必要があるとの当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正のあっせんを行うとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 39 年 12 月 31 日まで継続して A 社で勤務し、同年 12 月の保険料も控除されていたにもかかわらず、同年 12 月については記録を訂正できないとした判断の根拠が同社の当時の役員の電話による陳述だけであることが納得できないとして再申立てしている。

しかしながら、申立期間当時、A社及びB事業所（昭和40年7月に法人化しC社に名称変更）の双方の事業所において被保険者記録のある同僚に事情照会したところ、申立人が名前を挙げた当時の経理担当者からは、「申立人は、昭和39年12月には個人事業所であったB事業所において、複数の同僚と一緒に、既に業務を行っていた。そして、A社の残務整理は、私が一人で行っていた。前述の同個人事業所とA社の業務は同じもので、引き継がれて継続して行われていた。」旨の陳述があり、他の同僚からも、これと符合する陳述が得られた。

このことについて、申立人は口頭意見陳述においては、「申立期間の給与は新たに立ち上げた会社の代表者となった者から支給され、保険料も控除されていたはずである。」と陳述している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が昭和39年11月29日に適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）とする届（適用事業所全喪届）は、同年12月3日に管轄社会保険事務所（当時）において受付処理されており、当該全喪届に併せて、申立人ら32人の資格喪失届も一緒に提出され、受付処理されていることが確認できる。

また、申立人が新たに提出したC社発行の昭和41年版発行物によると、申立人がA社からB事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は、昭和40年1月1日に新たに個人事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

このように、申立期間は、A社が全喪した後の適用事業所となっていない期間に当たる上、新しく設立したB事業所も適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人及び同僚がB事業所の当時の代表者であったとして名前を挙げた者は、上記出版物において名前が確認できるものの、既に亡くなっており、申立人の同事業所における保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、「自身は申立期間についてはA社において同社の残務処理と新しく立ち上げたB事業所の総務及び経理をしていた。給与は当時の代表者から支給されていたが、保険料控除については分からない。」旨陳述している。

これらのことから、申立期間においてA社及びB事業所において保険料が継続して控除されていたことを示す事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10760 (事案 5740 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 14 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、A社(現在は、B社)に昭和45年4月の創立以来、現在まで継続して勤務しているのに、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められない旨の通知を受けた。

上記第三者委員会の訂正不要の判断理由が、個人事業所の事業主と同居の家族従業員については、原則として社会保険に加入できないとなっているが、父親の会社に勤務していた昭和41年から51年の期間は厚生年金保険に加入しており、矛盾を感じるので再度検討してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 同僚の陳述から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間中の昭和52年10月14日から55年7月21日までの期間は、申立人に係る住所記録によると、当時の事業主である申立人の妹及び前事業主であった申立人の父と同一住所に居住していたことが確認できることから、申立てに係る事業所のような個人事業所の場合、事業主と同居している家族従業員については、原則として社会保険に加入できない取扱いとされていることから、申立人が事業主と同居していた期間については、被保険者ではなかったと考えられること、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和51年10月14日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない上、その時点においては事業主とは別に居住していたことが確認できること、iii) B社は、「申立期間当時の担当者は死亡しているため、

申立人の申立期間に係る保険料控除及び保険料の納付は不明。」と回答しているほか、同社に係る上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「訂正不要の判断の理由が、事業主と同居の家族従業員については、原則として社会保険に加入できないとなっているが、父親の会社に勤務していた昭和 41 年から 51 年の期間は厚生年金保険に加入しており、矛盾を感じるので、再度検討してほしい。」旨を主張している。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和 41 年 2 月 25 日から 42 年 3 月 1 日までは、C 社は法人となっており、個人事業所ではない。

また、昭和 43 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 49 年 3 月 1 日までの期間に係る D 社及び A 社の事業主は申立人の父であるところ、申立人及びその父に係る住所記録より、当該期間に申立人は、その父と同一住所地に居住していなかったことが確認できる。

一方、昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 10 月 14 日までの期間に係る A 社の事業主は、同年 10 月 1 日に申立人の父から申立人の妹に変更しているところ、上記住所記録及び A 社に係る上記被保険者名簿によると、申立人は 49 年 5 月 13 日からその妹と同一住所地に居住していることが確認できる。その後、申立人は、事業主である申立人の妹の住所地が変更し、社名が B 社に変更した後の 57 年 10 月 1 日付けで同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社に係る上記被保険者名簿によると、申立人は昭和 51 年 10 月 14 日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載が確認できる。申立人は個人事業所である A 社の事業主の同居親族であることから、本来、厚生年金保険への加入資格はなかったと考えられるところ、同社の事業主を申立人の父から申立人の妹に変更した時期と申立人の当該被保険者資格喪失の時期がほぼ同じ時期であることから、事業主変更手続きの際に、申立人の誤った資格の取得の事実が明らかとなり、資格の喪失手続きが行われたものと推認される。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 31 日から 60 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（後のB社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 55 年 3 月から平成 10 年に会社が倒産するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社で勤務していたことが、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から推認される。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間当時に同社の被保険者であった9人のうち、申立人を含む4人が申立人と同日の昭和 58 年 1 月 31 日付けで資格を喪失し、そのうちの3人は、2年経過後の 60 年 1 月 31 日に再度、同社で資格を再取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録の有る元従業員のうち連絡先の判明した8人に事情照会し、4人から回答を得られたものの、上記被保険者期間の欠落の事情等についての陳述は得られず、申立人の申立期間における保険料控除を推認できる陳述も得られなかった。

さらに、B社は、平成 9 年 11 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、事業主は、「会社の書類等は、残っておらず、申立期間に係る事情についても不明である。」旨回答している。

加えて、申立人に係るC健康保険組合の記録は、資格取得日は昭和 60 年 1 月 31 日、資格喪失日は平成 9 年 11 月 1 日となっており、A社における申立人

の被保険者資格の再取得日及び再喪失日のオンライン記録と一致しており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

なお、申立人は、「昭和 56 年に生れた子が病気がちで、申立期間当時にD病院で健康保険被保険者証を使って受診していたので、厚生年金保険の加入についての傍証として調査してほしい。」旨陳述していることから、当該病院に確認したものの、「当時の記録は、保存期限経過のため残っていない。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間にB業務に従事し、同社の寮に住み込みで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における事業主及び同僚の名前を覚えていないことから、A社に係るオンライン記録から申立期間に被保険者記録のある15人を抽出し、所在の判明した12人に照会し、5人から回答を得られたところ、2人の同僚は、「期間までは分からないが、申立人がA社に勤務していたことを覚えている。」と陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人の同社における在職が推認できる。

しかし、上記2人の同僚は、申立人の申立期間における保険料控除についてまでは分からないとしている。

また、A社の事業主は、「資料が無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるが、申立期間当時は人の出入りが激しかったことから、半年程度の試用期間を設けていた。また、給与手取り額を増やすために、社会保険の加入を拒む者がいたことから、試用期間満了者には、加入希望の有無を確認の上で加入させ、加入させない者から保険料控除はしなかった。」旨陳述している。

さらに、上記同僚照会で回答を得た5人のうち、3人の同僚は、「A社における厚生年金保険の加入は希望制であり、必ずしも全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」旨陳述し、そのうちの1人は、「自

身も入社後しばらくしてから厚生年金保険への加入の意思表示をして加入した。」旨陳述しており、上述の事業主の陳述とも符合することから、A社は、試用期間を満了した者に加入の希望を確認の上、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがわれ、必ずしも全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことが推認される。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同原票の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、A社B支店に昭和49年3月頃から53年3月頃まで勤務していたが、年金事務所の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の同僚として名前をあげた者の回答内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、A社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和58年7月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない上、申立人が申立期間の同僚として名前を挙げた5人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録から、当該同僚5人は、申立期間を含み、A社が適用事業所となった昭和58年7月6日まで国民年金に加入し、一部未納期間がある1人を除く4人の国民年金加入期間の保険料が全て納付済みであることが確認できる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和58年7月6日と同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、同社B支店に勤務していたとする者を含む上記同僚とは別の3人は、「A社には、資格取得日以前から勤務していた。」旨陳述している上、うち1人は、「厚生年金保険に加入するまでの期間の給与から保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述しているほか、オンライン記録から、残りの2人は、36年4月1

日から 58 年 7 月 6 日まで国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料が全て納付済み又は一部期間の保険料が申請免除されていることが確認できる。

加えて、A社は、平成2年7月1日に適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 16 日から 40 年 3 月 21 日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たして資格を喪失した女性 22 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 16 人であり、うち 15 人が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、同一支給日の受給者が散見されることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 7 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 11 月 26 日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金が支給されたという時期は、私が子を出産する直前であり、脱退手当金の請求手続及び受領ができるはずはなく、私は、脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給されたという時期は、子を出産する直前であり、脱退手当金の請求手続及び受領ができるはずはなく、申立期間に係る脱退手当金の請求も受給もしていないとしている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、住所欄には申立人の婚姻後の住所地が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い郵便局での隔地払（通知払）となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支給通知書は、申立人の当時の住所地宛に送付され、当該郵便局で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 11 月 1 日にA社（現在は、B社）に臨時社員として採用され、同社C支店に配属されたが、年金事務所の記録では、同社C支店での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 12 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社提出の「在籍証明書」から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料等は残存しないので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 33 年 11 月 1 日、同年 12 月 1 日、34 年 1 月 1 日、同年 1 月 10 日及び同年 1 月 12 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 36 人（A社の別の事業所からの異動者を除く）のうち、雇用保険の加入記録が確認できた 10 人は、申立人と同様に雇用保険の資格取得日の属する月の翌月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記 10 人のうち 1 人は、「私は、昭和 33 年 12 月中頃からA社C支店に臨時社員として勤務し、6 か月の臨時社員期間終了後に一旦退社したが、34 年 7 月に臨時社員として同社C支店に再入社した後、本採用となり定年まで勤務した。私の同社C支店での被保険者資格の取得日は、2 回とも入社月の翌月 1 日付けとなっており、厚生年金保険の未加入期間となっている入社月の保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述しているほか、上記 10 人のうち所在が確認できた別の同僚 7 人を含む複数の同僚に照会したもの

の、申立人の申立期間に係る保険料の控除の状況について確認できる陳述を得ることはできなかった。

加えて、A社C支店に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、申立期間に同社と一緒に勤務していた妻は、当該期間に厚生年金保険に加入している上、私と同じように同社に住み込みで勤務していた同僚にも、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が、A社での厚生年金保険の加入記録がある住み込み勤務の同僚として名前を挙げた者は、「A社には、中学校卒業後の昭和 35 年 4 月頃から住み込みで勤務していた。」旨陳述しているところ、同社に係る上記被保険者名簿から、当該同僚は、入社から3年以上経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人及びA社に係る上記被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚が、申立期間と一緒に勤務した住み込みの男性同僚として名前を挙げた者の中には、同名簿に氏名が確認できない者及び申立期間後に被保険者資格を取得している者が複数名確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも住み込み勤務の男性従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合でも、入社後すぐに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業主と内縁関係にあったとする者は、「厚生年金保険の被

保険者資格の取得の要否及び取得時期等は、事業主が全て決めていたと思う。また、同社では、給与明細書は作成していなかった記憶があるし、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況等は分からない。」旨陳述している上、同社は、昭和40年1月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10768 (事案 2605 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 7 日から 36 年 6 月 12 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

今回、特段の新たな事情はないが、申立期間にA社で勤務していたことは間違いないので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 11 日から 36 年 2 月 26 日までの期間については、A社とは別のB社において厚生年金保険被保険者記録が確認できること、ii) 同社の事業を承継するC社から提出された申立人に係る労働者名簿の職歴欄において、申立人がA社で勤務した期間は、申立期間のうち、35年7月及び同年8月と記載されていること、iii) 36年2月から同年5月までの期間に同社において被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた二人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述していること、iv) 同社の事業を継承するD社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないこと、v) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られないことなどから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないと

する通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと改めて主張している。

しかし、再申立てに当たり、申立人から、特段の新たな事情は示されていないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 31 日から 4 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 3 年 12 月 31 日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社発行の申立人に係る在職・退職証明書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の退職日は、平成 3 年 12 月 30 日と記載されている。

また、当該資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日は平成 3 年 12 月 31 日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、A社提出の申立人に係る平成 3 年及び 4 年分の源泉徴収簿を見ると、3 年 1 月支払の給与における保険料控除額は、2 年 12 月まで適用されていた保険料率（平成 3 年 1 月に保険料率が改正）に基づき計算されていることから、同社における保険料の控除方法は翌月控除であることがうかがえるところ、申立人が資格を喪失した同年 12 月に支払われた給与からは、1 か月分の保険料しか控除されていないことから、申立期間に係る保険料が控除されていた状況はうかがえない（平成 4 年 1 月支払の給与において、保険料控除額の記載は無い。）。

加えて、A社は、「当事業所では、給与は、毎月 15 日締めで当月 25 日払いであり、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除である。当該源泉徴収簿のと

おり、申立人の給与から平成3年12月の保険料を控除していない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月から19年9月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和18年1月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和20年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、A社に昭和18年*月（申立人の当時の年齢は、満13歳）に入社した旨を陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が適用事業所となった17年6月1日から申立人が資格を取得した19年9月1日までの期間に、14歳未満で資格を取得している者はいないことから、申立期間当時、同社では、従業員を満14歳となつてから厚生年金保険（当時は労働者年金保険）に加入させていたことがうかがえる。

さらに、昭和19年*月からA社で勤務したとする同僚（入社当時は、満14歳）は、入社後9か月経過して資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。